

障害者支援向けの指定居宅介護、重度訪問介護 重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	株式会社 創 健
代 表 者 名	浏 上 光 子
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 熊本県宇土市栗崎町 801-2 (電話) 0 9 6 4 - 4 2 - 8 0 0 0 (FAX) 0 9 6 4 - 4 2 - 8 0 0 1

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	訪問介護事業所 宇土・千の郷
所在地・連絡先	(住所) 熊本県宇土市栗崎町 801-2 (電話) 0 9 6 4 - 4 2 - 8 0 0 0 (FAX) 0 9 6 4 - 4 2 - 8 0 0 1
事 業 所 番 号	4 3 1 2 3 0 0 1 8 1
管 理 者 の 氏 名	中山昭久

(2) 事業所の職員体制

従 業 者 の 職 種		人数 (人)	区 分		常勤換算後 の人数(人)	職 務 の 内 容
			常勤(人)	非常勤(人)		
管 理 者		1	1		1	
サービス提供責任者		2	1	1	1.5	
訪 問 介 護 員	介護福祉士	1	1		1	
	介護職員 初任者研修	10	7	3	10	
事 務 職 員 等						

(3) 職員の勤務体制

従 業 者 の 職 種	勤務体制	休暇
管 理 者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30／7：00～16：00） 常勤で勤務	
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30／7：00～16：00） 常勤で勤務（9：30～18：30）	
訪 問 介 護 員	3 交代制勤務 早番（7：00～16：00） 遅番（9：30～18：30） 日勤（8：30～17：30） 当直（18：00～7：30） 夜勤（17：00～9：00）	

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	宇土市、宇城市、熊本市（富合・川尻・天明・飽田・城南）
---------	-----------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営 業 日	営 業 時 間
平 日	8：30～17：30
土 曜 日	8：30～17：30
日 曜 日	8：30～17：30

営業しない日	年中無休
--------	------

(6) サービス提供時間

提 供 日	提 供 時 間
平 日	5：00～22：00
土 曜 日	5：00～22：00
日 曜 日	5：00～22：00

提供しない日	年中無休
--------	------

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額

(1) 提供するサービスの内容

●居宅介護計画等の作成

利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。

●身体介護

食事介助、排せつ介助、入浴介助・清拭・衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪など、瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。

●家事援助

洗濯、掃除、調理、その他、利用者の日常生活に必要な物品の買い物等を行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

(2) サービスの料金と利用者負担額

居宅介護サービスに係る利用者負担額は、居宅介護サービスに要した総費用額の1割になります。（市区町村が定める利用者負担上限月額を限度とします。）また、居宅介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

居宅介護サービスに要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数(下記表)に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となります。なお、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てします。

●障害者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ※3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（収入が概ね600万円以下の世帯）未満）※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

●利用料金の目安は、次表のとおりです。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	3 時間以上	9,210 円に 30 分増すごとに 830 円加算	921 円に 30 分増すごとに 83 円加算
家事援助	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 45 分未満	1,530 円	153 円
	45 分以上 1 時間未満	1,970 円	196 円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円	239 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	1 時間 30 分以上	3,110 円に 30 分増すごとに 350 円加算	311 円に 30 分増すごとに 35 円加算
重度訪問介護	1 時間未満	1,860 円	186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	644 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	736 円
	4 時間以上 8 時間未満	8,210 円に 30 分増すごとに 850 円加算	821 円に 30 分増すごとに 85 円加算
	8 時間以上 12 時間未満	15,050 円に 30 分増すごとに 850 円加算	1,505 円に 30 分増すごとに 85 円加算
	12 時間以上 16 時間未満	21,840 円に 30 分増すごとに 810 円加算	2,184 円に 30 分増すごとに 81 円加算
	16 時間以上 20 時間未満	28,340 円に 30 分増すごとに 860 円加算	2,834 円に 30 分増すごとに 86 円加算
	20 時間以上 24 時間未満	35,200 円に 30 分増すごとに 800 円加算	3,520 円に 30 分増すごとに 80 円加算

●新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

■初回加算／【 利用料：2,000 円 （利用者負担額は 200 円） 】

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は 1 ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・ 利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、お客様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が 2 人で訪問する場合は、2 人分の料金となります。

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、5 日までに前月分の請求をいたしますので、10 日までに下記口座に振り込み送金してお支払いください。

熊本県信用組合 宇土支店
 普通預金・(口座番号) 2 1 0 8 1 5 1
 口座名義 株式会社 創健
 カ) ソウケン
 代表取締役 browse 光子
 ダイ) フチガミ ミツコ

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

家庭的な施設のもとで、安心して尊厳ある生活を送ってもらうため、食事・入浴・排泄と日常生活のお世話の中で、利用者様の尊厳と愛情を持って自立支援に努めます。

(2) 運営方針

笑顔でゆったりと安心して生活していただける様に、愛のある施設に……。
 又利用者様の求めに応じて、サービス提供記録を開示するものとする。

(3) その他

事 項	内 容
訪問介護計画の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年3回、職員の研修を行っています。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	●窓口責任者 中山昭久 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（0964-42-8000） 訪問介護支援事業所内 苦情箱（施設玄関に設置） ●宇土市役所 健康福祉部 福祉課 障がい者支援係 電話番号 0964-22-1111 ●熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号 096-365-0329
-------------	---

6 第三者による評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	② なし		

7 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施を行います。

8 虐待の防止

当事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置くものとします。

9 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
-----	-----------------------	--

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

10 担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は 赤星健太郎 ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

11 お客様へのお願い

サービス利用の際には、障害福祉サービス受給者証と相談支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、障害者支援向けの指定居宅介護、重度訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住所	熊本県宇土市栗崎町 801-2
	事業者（法人）名	株式会社 創 健
	施 設 名	訪問介護事業所 宇土・千の郷
	（事業所番号）	4 3 1 2 3 0 0 1 8 1
	代表者名	淵 上 光 子 印
説 明 者	職 名	
	氏 名	印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、障害者支援向けの指定居宅介護、重度訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
代理人（選任した場合）	住所	
	氏名	印